

公 告

塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和6年4月1日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名

塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事

(2) 目 的

本工事は、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入事業」補助金を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギーを導入するものである。

導入する施設は、区分所有建物のため、開館を続けながら、可能な限り工期を短縮し、透明性・公平性の確保に十分留意した上で、技術能力、豊富な経験及び高い専門性を有する事業者から広く提案を公募する必要がある。また、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式にて受注者を選定する。

(3) スケジュール

	内容	日時
1	募集要領等の公表・公開	令和6年4月1日（月）
2	参加表明書の提出期間	令和6年4月2日（火）午前9時から 令和6年4月18日（木）午後5時まで
3	参加資格結果通知	令和6年4月24日（水）
4	電子データの提供期間	令和6年4月1日（月）午前9時から 令和6年4月17日（水）午後5時まで
5	現地見学会の申込	令和6年4月1日（月）午前9時から 令和6年4月9日（火）午前12時まで

6	現地見学会	令和6年4月10日（水）
7	参加表明に関する質問書提出期間	令和6年4月2日（火）午前9時から 令和6年4月8日（月）午前12時まで
8	参加表明に関する質問に対する回答期限	令和6年4月12日（金）
9	参加表明以外に関する質問書提出期間	令和6年4月2日（火）午前9時から 令和6年4月15日（月）午前12時まで
10	参加表明以外に関する質問に対する回答期限	令和6年4月23日（火）
11	技術提案書の提出期間	令和6年4月25日（木）午前9時から 令和6年5月9日（木）午後5時まで
12	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年5月14日（火）
13	審査結果通知	令和6年5月17日（金）
14	契約予定日	令和6年7月中旬

2 応募者の参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、公告日から契約日において、次に掲げるすべての参加条件を満たす管工事、電気工事の2業種によって結成された異業種特定建設工事共同企業体（乙型（分担施工））（以後「異業種JV」という。）とする。なお、異業種JVの各業種における特定建設工事共同企業体（甲型（共同施工））（以下「建設JV」という。）の結成は任意とし、構成員数は2者又は3者とする。

（1）全構成員に共通する参加要件

- ア 令和5・6年度塩尻市入札参加資格に登録のある者。
- イ 塩尻市内に本社又は営業所等を有すること。
- ウ 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- カ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- キ 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- ク 構成員は、他の共同企業体の代表構成員又は構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

（2）異業種 J V の参加要件

- ア 異業種 J V は分担施工する業種について、塩尻市入札参加資格における「管」及び「電気」に登録のある者を構成員として結成すること。
- イ 建設 J V を結成する場合の構成員数は2者又は3者とし、出資比率の最低限度基準は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- ウ 異業種 J V の代表構成員は、建設 J V を構成する場合は、建設 J V の代表企業から選出するものとする。

（3）管工事を分担する者の参加条件

- ア 塩尻市入札参加資格の管に登録があり、総合数値720点以上、新客観点数70点以上の者とする。
- イ 管工事について、特定建設業の許可を有すること。建設 J V の場合は、代表企業が有すること。

（4）電気工事を分担施工する者の参加条件

- ア 塩尻市入札参加資格の電気に登録があり、総合数値750点以上、新客観点数40点以上の者とする。
- イ 電気工事について、特定建設業の許可を有すること。建設 J V の場合は、代表企業が有すること。

3 配置技術者の配置条件

- （1）異業種 J V の構成員は、各分担工事においてそれぞれ監理技術者を専任で配置すること。
- （2）監理技術者は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- （3）建設 J V を組成する場合は、監理技術者を代表企業から配置し、代表企業以外の構成員は次の国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
 - ア 管工事の主任技術者は、一級又は二級管工事施工管理技士を有すること。

イ 電気工事の主任技術者は、一級又は二級電気工事施工管理技士を有すること。

(4) 配置技術者は、公告日において参加者と3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、配置技術者の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き認めない。

4 その他

提案、選考、契約、工事等の詳細については、「塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事公募型プロポーザル募集要領」、「塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事仕様書」等を参照してください。

5 担当部署

塩尻市 交流文化部 市民交流センター
上條、南澤

住 所 〒399-0736

塩尻市大門一番町12番2号

TEL 0263-53-3350

FAX 0263-53-3362

e-mail collabo@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※2つのメールアドレスに送信すること。

※水曜日は休館日のため、電話及びメール対応は不可